

倫理綱領

昭和 57 年 9 月 25 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改正

前文

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下「労働安全衛生コンサルタント」という。)は、常に安全衛生に関する経験を積み、その技術及び知識の充実と向上に努め、すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することを使命とし、安全衛生の充実を通して社会の発展に寄与し、労働安全衛生コンサルタントの名誉と権威を高めなければならない。

第1条(使命と責務)

労働安全衛生コンサルタントの使命は、すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することにより、社会の発展に貢献することにある。

第2条(品位の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、常に品位を保持し、労働安全衛生コンサルタントの信用を傷つけ、又は不名誉となる行為等をしてはならない。

第3条(業務の公正)

労働安全衛生コンサルタントは、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

第4条(能力の向上)

労働安全衛生コンサルタントは、常に安全衛生に関する経験を積み、自己の技術及び知識の研さんと向上に努め、業務遂行能力の充実を図らなければならない。

第5条(権威の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の経験、技術及び知識の程度を認識し、その能力を超え、又は確信のない業務を行ってはならない。

第6条(秘密の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第7条(明確な契約に基づく業務の遂行)

労働安全衛生コンサルタントは、業務を受託するにあたっては、明確な契約を締結した後に業務に着手し、その契約に基づいて誠実に業務を遂行しなければならない。

第8条(利害相反行為等の禁止)

労働安全衛生コンサルタントは、業務に関して依頼者に不当な損害が生じるおそれのある利害相反行為を行ってはならない。

また、契約に定める報酬以外の不当な金品の贈与又は供応を要求し、または受けてはならない。

第9条(誇大表示の禁止)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の能力、経歴等を誇大又は偽りの表示をしてはならない。

第10条(自己の安全と健康)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の安全確保と健康の保持について、他の模範となるよう努めなければならない。